

大正九年通信省令第七十五号

船用品検査試験規則

船用品検査試験規則左ノ通定ム

本令ハ大正九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一条 本令ニ依リ検査又ハ試験ヲ為スヘキ物品ノ種類及検査又ハ試験ノ種別ハ別表ノ定ムル所ニ依ル但シ別表所定以外ノ船用品ノ検査又ハ試験ニ在リテモ事務ノ都合ニ依リ之カ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第二条 本令ニ依ル検査又ハ試験ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ之ヲ行フ但シ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ事務ノ都合ニ依リ別表ニ拘ハラズ検査又ハ試験ノ依頼ニ応スルコトアルヘシ

第三条 船用品ノ検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ハ検査品又ハ試験品ト共ニ依頼書（第一号書式）ヲ其ノ検査又ハ試験ヲ受ケムトスル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ検査試験手数料ヲ納付スヘシ但シ検査品又ハ試験品ヲ提出シ難キトキハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り該検査品又ハ試験品ノ所在地ニ於テ検査又ハ試験ヲ受ケルコトヲ得

前項但書ニ依リ検査又ハ試験ヲ受ケル者ハ船舶技術研究所又ハ其ノ支所ノ指定スル所ニ從ヒ当該官吏ノ出張ニ要スル成規ノ旅費ヲ納付スヘシ

第一項但書ノ規定ニ依リ検査又ハ試験ノ依頼アリタル場合船舶技術研究所又ハ其ノ支所ハ管海官庁ニ囑託シテ検査又ハ試験ヲ行フコトアルヘシ

第四条 検査又ハ試験ヲ依頼セムトスル者ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品又ハ試験品ニ説明書、仕様書又ハ図面ヲ添付スヘシ

船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ於テ必要ト認メタルトキハ検査品若ハ試験品ヲ追加提出セシメ又ハ説明書、仕様書若ハ図面ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第五条 削除

第六条 運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ル検査又ハ試験ヲ依頼シタル船用品ニシテ該規程ニ適合スルモノト認ムルトキハ之ニ別記雛形ノ甲号検印及証明書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ合格証明書（第二号書式）ヲ交付ス

運輸大臣ノ定ムル検査又ハ試験ニ関スル規程ニ依ラザル検査又ハ試験ノ依頼アリタル船用品ニハ別記雛形ノ乙号検印及成績書番号ヲ附スルト共ニ検査又ハ試験依頼者ニ成績書（第三号書式）ヲ交付ス

第七条 検査試験手数料ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

特種ノ品質構造ヲ有スルモノ又ハ検査試験手数料ノ規定ナキモノノ検査試験手数料ハ別表ニ準シ其ノ都度之ヲ定ム其ノ予メ手数料ヲ定メ難キモノニ在リテハ検査又ハ試験終了後之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ検査又ハ試験終了後指定ノ手数料ヲ納付スヘキ旨ヲ依頼書ニ記入セシム

検査又ハ試験ノ依頼ヲ取下グル場合ト雖既ニ検査又ハ試験ニ著手シタルトキハ検査試験手数料ハ之ヲ徴収ス

第八条 検査又ハ試験ヲ依頼シタル者合格証明書又ハ成績書ノ複本若ハ抄本ヲ受ケムトスルトキハ申請書（第四号書式）ヲ其ノ合格証明書又ハ成績書ノ交付ヲ受ケタル船舶技術研究所又ハ其ノ支所ニ提出シ複本又ハ抄本ノ交付手数料ヲ納付スヘシ

船用品合格証明書又ハ船用品検査試験成績書ノ複本若ハ抄本ノ交付手数料ハ一通ニ付五十円トス

手数料ハ凡テ之ニ相当スル収入印紙ヲ手数料納付書（第五号書式）ニ貼附シテ納付スヘシ

第九条 検査又ハ試験依頼者ハ検査品又ハ試験品ノ運搬其ノ他検査又ハ試験ヲ行フ為特種ノ費用ヲ要スルトキハ之ヲ負担スヘシ

第十条 検査品又ハ試験品ノ検査又ハ試験中ノ滅失若ハ毀損ニ因ル損害ニ対シテハ賠償ノ責ニ任セス

附 則（大正一一一年四月四日通信省令第三三三号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和四年六月八日通信省令第二二号） 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一七年一月二〇日通信省令第八号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一七年一月二七日通信省令第一二八号） 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年一月一日運輸通信省令第六号） 抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二〇年五月一九日運輸省令第一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二三年一月二〇日総理庁・運輸省令第一号）

この命令は、公布の日から、これを施行する。

この命令施行前に申請のあつたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和二四年一月二八日運輸省・経済安定本部令第二号） 抄

この命令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和二五年四月一九日運輸省令第二三号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和三〇年四月一日運輸省令第一三三号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年一月二〇日運輸省令第五五号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令施行の際、すでに製造された機関又は製造中の機関については、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和三三年一月二六日運輸省令第五四号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和三七年三月一五日運輸省令第四号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年四月一日運輸省令第二〇号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年五月一九日運輸省令第三五号）

この省令は、昭和四十年五月二十六日から施行する。

附 則（昭和四〇年八月二六日運輸省令第六一号） 抄

1 この省令は、昭和四十年九月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年六月九日運輸省令第二〇号）抄
（施行期日）

1 この省令は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和四十八年一月四日運輸省令第五〇号）抄
（施行期日）

1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第一二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

別記雛形

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第一号書式（日本産業規格 A 列四番）



第二号書式（日本産業規格 A 列四番）

第三号書式（日本産業規格 A 列四番）

第四号書式（日本産業規格 A 列四番）



第五号書式（日本産業規格 A 列四番）



別表

物品種別	検査又は試験の種別		適用規格	手数料（単位円）	備考		
材料試験機	引張試験機又は圧縮試験機	試験及び検査	船用品試験機試験規程	ひょう量一トン以下のもの一台につき	六〇〇	別記一号の通り	
				ひょう量一トンをこえ五トン以下のもの一台につき	七〇〇		
				ひょう量五トンをこえ二〇トン以下のもの一台につき	八〇〇		
				ひょう量二〇トンをこえ六〇トン以下のもの一台につき	一、〇〇〇		
				ひょう量六〇トンをこえ一五〇トン以下のもの一台につき	一、七〇〇		
				ひょう量一五〇トンをこえ三〇〇トン以下のもの一台につき	二、五〇〇		
				ひょう量三〇〇トンをこえるもの一台につき	三、五〇〇		
	硬試験機				シヨーア式のもの一台につき		三〇〇
					ブリネル式のもの一台につき		三〇〇
					ロツクウェル式のもの一台につき		五〇〇
衝撃試験機				ヴィツカース式のもの一台につき	七〇〇		
				シャルピー式のもの一台につき	八〇〇		
				アイゾット式のもの一台につき	八〇〇		
材料試験機検定器	同右			ひょう量一トン以下のもの一台につき	一、四〇〇	別記三号の通り	
				ひょう量一トンをこえ五トン以下のもの一台につき	一、五〇〇		
				ひょう量五トンをこえ二〇トン以下のもの一台につき	一、七〇〇		
				ひょう量二〇トンをこえ六〇トン以下のもの一台につき	二、〇〇〇		
				ひょう量六〇トンをこえ一五〇トン以下のもの一台につき	二、三〇〇		
				ひょう量一五〇トンをこえ三〇〇トン以下のもの一台につき	二、六〇〇		
				ひょう量三〇〇トンをこえるもの一台につき	三、〇〇〇		
				衝撃試験片ゲージ	同右		
硬試験機用ダイヤモンド圧子	同右		船用品試験機試験規程	一個につき	二〇〇		
抵抗線ひずみ計	静的指示器	効力試験		一式につき	二、五〇〇		
	動的指示器	同右		一回路につき	二、五〇〇		
	抵抗線ひずみ計切換器	同右		一個二四端子又はその未滿ごとに	五〇〇		
	抵抗線ひずみゲージ	同右		一個につき	一〇〇		別記四号の通り
金属材料試験材	引張試験	屈曲試験	鋼船構造規程又は船舶機関規則(昭和三十一年運輸省令第五十五号)	一個につき	一〇〇		
				常温	一個につき		一〇〇
				加熱又は冷却	一個につき		三〇〇
	圧縮試験			一個につき	一〇〇		
	抗折試験			一個につき	一〇〇		
	衝撃試験			一個につき	一〇〇		
	衝撃引張試験			一個につき	一〇〇		
	硬試験			一個につき	一〇〇		
	顕微鏡組織試験			一個につき	五〇〇		
	肉眼組織試験			一個につき	二〇〇		

	定性分析試験		成分の指定あるとき一成分につき	三〇〇		成分の指定あるとき一成分につき	五〇〇	
			鍛鋼材			同右	同右	一個一トン又はその未滿ごとに
	鋼製びよう		打展試験			同右	一個につき	一〇〇
	鋳鋼製品又は可鍛鋳鉄製品		落下試験及びつち打試験並びに検査			同右	一個二五〇キログラム又はその未滿ごとに	一〇〇
管	圧潰試験		一個につき	一〇〇				
	押拵試験		一個につき	一〇〇				
	材料検査		五〇〇キログラム又はその未滿ごとに	一〇〇				
発条	圧縮試験		一個につき	一〇〇				
	けん引試験		一個につき	一〇〇				
金属線	引張試験		一個につき	一〇〇				
	繰返屈曲試験		一個につき	一〇〇				
	ねん回試験		一個につき	一〇〇				
	けん解試験		一個につき	一〇〇				
木材試験材	引張試験		一個につき	一〇〇				
	圧縮試験		一個につき	一〇〇				

	屈曲試験		一個につき	一〇〇	
	せん断試験		一個につき	一〇〇	
	含水率測定試験		一個につき	三〇〇	
	乾燥試験		一個につき	三〇〇	
鋼索	素線切断試験		七個又はその未満ごとに	一〇〇	別記五号の 通り
	素線ねん回試験又はけん 解試験		七個又はその未満ごとに	一〇〇	
	効力試験	索試験規程	索径一〇ミリメートル以下のもの 一条につき	二〇〇	別記六号の 通り
			索径一〇ミリメートルをこえ二〇 ミリメートル以下のもの一条につ き	三〇〇	
			索径二〇ミリメートルをこえ三〇 ミリメートル以下のもの一条につ き	四〇〇	
			索径三〇ミリメートルをこえ四〇 ミリメートル以下のもの一条につ き	五〇〇	
			索径四〇ミリメートルをこえ五〇 ミリメートル以下のもの一条につ き	六〇〇	
索径五〇ミリメートルをこえるも の一条につき	七〇〇				
繊維索	効力試験	索試験規程	索径一〇ミリメートル以下のもの 一条につき	一〇〇	別記七号の 通り
			索径一〇ミリメートルをこえ二〇 ミリメートル以下のもの一条につ き	二〇〇	
			索径二〇ミリメートルをこえ四五 ミリメートル以下のもの一条につ き	三〇〇	
			索径四五ミリメートルをこえ七〇 ミリメートル以下のもの一条につ き	四〇〇	
			索径七〇ミリメートルをこえるも の一条につき	五〇〇	
布地	同右		一枚につき	一〇〇	別記七号の 通り
滑車	けん引試験及び検査		けん引荷重三トン以下のもの一個 につき	一〇〇	別記八号の 通り
			けん引荷重三トンをこえるもの一 個につきけん引荷重一トン又はそ の未満ごとに	三〇	
アイ	同右		けん引荷重三トン以下のもの一個 につき	一〇〇	別記八号の 通り
			けん引荷重三トンをこえるもの一 個につきけん引荷重一トン又はそ の未満ごとに	三〇	
フック	同右		けん引荷重三トン以下のもの一個 につき	一〇〇	別記八号の 通り
			けん引荷重三トンをこえるもの一 個につきけん引荷重一トン又はそ の未満ごとに	三〇	
ターンバツクル	同右		けん引荷重三トン以下のもの一個 につき	一〇〇	別記八号の 通り
			けん引荷重三トンをこえるもの一 個につきけん引荷重一トン又はそ の未満ごとに	三〇	
チェンブロック	同右		けん引荷重二トン以下のもの一個 につき	一〇〇	別記八号の 通り
			けん引荷重二トンをこえるもの一 個につきけん引荷重一トン又はそ の未満ごとに	五〇	
弁	圧力試験及び検査		一個につき	二〇〇	

コック	同右		一個につき	二〇〇		
圧力計	圧力試験		一個につき	二〇〇		
真空計	同右		一個につき	二〇〇		
鎖	切断及びけん引試験並びに検査	鎖試験規程	鎖の径二〇ミリメートル以下のもの一連につき	二〇〇	別記九号、一〇号、一一号及び一二号の通り	
			鎖の径二〇ミリメートルをこえ三〇ミリメートル以下のもの一連につき	四〇〇		
			鎖の径三〇ミリメートルをこえ四〇ミリメートル以下のもの一連につき	六〇〇		
			鎖の径四〇ミリメートルをこえ五〇ミリメートル以下のもの一連につき	八〇〇		
			鎖の径五〇ミリメートルをこえ六〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、〇〇〇		
			鎖の径六〇ミリメートルをこえ七〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、二〇〇		
			鎖の径七〇ミリメートルをこえ八〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、四〇〇		
			鎖の径八〇ミリメートルをこえ九〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、六〇〇		
			鎖の径九〇ミリメートルをこえ一〇〇ミリメートル以下のもの一連につき	一、八〇〇		
シヤツクル	同右		けん引荷重二〇トン以下のもの一個につき	一〇〇	別記八号及び一一号の通り	
			けん引荷重二〇トンをこえるもの一個につきけん引荷重一〇トン又はその未滿ごとに	五〇		
船灯	甲種しよう灯	効力試験	船灯試験規程	一個につき	六〇〇	別記二号の通り
	乙種しよう灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	丙種しよう灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	甲種げん灯	同右	同右	一個につき	六〇〇	
	乙種げん灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	丙種げん灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	甲種両色灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	乙種両色灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	甲種白灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	乙種白灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	丁種白灯	同右	同右	一個につき	三〇〇	
	携帯用白色灯	同右		一個につき	三〇〇	
	紅灯	同右	船灯試験規程	一個につき	五〇〇	
	水先紅灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	水先灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	緑灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	甲種紅色閃光灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	乙種紅色閃光灯	同右	同右	一個につき	五〇〇	
	甲種船尾灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	乙種船尾灯	同右	同右	一個につき	四〇〇	
操だ目標灯	同右	同右	一個につき	三〇〇		
船灯部分品	無色透鏡	同右	同右	一個につき	四〇〇	別記四号の通り
	無色円筒形ガラス	同右	同右	一個につき	一〇〇	
	無色なつめ形ガラス	同右	同右	一個につき	一〇〇	
	無色球形ガラス	同右	同右	一個につき	一〇〇	
	着色円筒形ガラス	同右	同右	一個につき	二〇〇	

	着色そう入ガラス	同右	同右	一個につき	二〇〇		
	灯心	同右	同右	一個につき	一〇〇		
	灯筒	同右	同右	一個につき	一〇〇		
	電球	同右	同右	一個につき	三〇〇		
	隔板	同右	同右	一個につき	一〇〇		
	航海灯標示盤	同右	同右	一個につき	七〇〇		
救命器具	オール式救命艇	同右	船舶救命設備規則	一隻につき	二、〇〇〇		
	機械推進装置付救命艇	同右	同右	一隻につき	二、五〇〇		
	発動機付救命艇	同右	同右	一隻につき	三、〇〇〇		
	非常端艇	同右	同右	一隻につき	一、〇〇〇		
	救命いかだ	同右	同右	一個につき	一、〇〇〇	別記四号の通り	
	救命浮器	同右	同右	一個につき	一、〇〇〇		
	救命浮環	同右	同右	一個につき	五〇〇		
	救命胴衣	同右	同右	一個につき	五〇〇		
	救命索発射器	同右	同右	一個につき	八〇〇	別記二号及び四号の通り	
信号装置等	自己点火灯	発炎式 電池式	同右	同右	一個につき	三〇〇	別記四号の通り
	落下さん付信号火せん	同右	同右	一個につき	五〇〇		
	信号紅炎	同右	同右	一個につき	三〇〇	別記二号及び四号の通り	
	発煙浮信号	同右	同右	一個につき	二〇〇		
	水密電気灯	同右	同右	一個につき	三〇〇	別記四号の通り	
	日光信号鏡	同右	同右	一個につき	二〇〇		
	浮力材料	同右	同右	一個につき	三〇〇		
	水密空気箱	同右	同右	一隻分につき	三〇〇		
	手動ポンプ	同右	同右	一個につき	五〇〇	別記四号の通り	
	国際信号旗	同右	国際信号旗の寸法に関する件	一個につき	八〇〇	別記二号及び四号の通り	
	昼間信号	同右	船灯試験規程	一個につき	一、〇〇〇		
	霧中号角	同右	船舶設備規程	一個につき	六〇〇	別記四号の通り	
	号鐘	同右		一個につき	三〇〇		
	昼間掲揚形象物	同右		一個につき	三〇〇		
	ダビット	同右	船舶救命設備規則	一組につき	一、五〇〇		
	ウインチ	手動式		一台につき	一、二〇〇		
		動力式		一台につき	一、五〇〇		
	発動機	同右		一台につき	一、〇〇〇		
	機械推進装置	同右		一式につき	五〇〇		
	離脱装置	同右		一式につき	三〇〇		
	シー・アンカー	同右		一個につき	三〇〇	別記四号の通り	
	応急医療具	同右		一個につき	二〇〇		
	無線電信設備	同右	船舶救命設備規則	一式につき	二、〇〇〇		
	持運び式無線装置	同右	同右	一式につき	二、〇〇〇		
	救命索発射器に使用する救命索	同右	同右	四条又はその未満ごとに	三〇〇	別記四号の通り	
	ロケット又は弾丸	同右		四個又はその未満ごとに	三〇〇		

	落下さん付信号用けん銃	同右		一個につき	四〇〇	
	水密格納箱	同右		一個につき	一〇〇	
火災探知装置		同右	船舶消防設備規則	一式につき	一、五〇〇	別記二号の通り
火災探知装置部分品	電気サーモスタット	同右	同右	一個につき	四〇〇	別記四号の通り
	空気管	同右	同右	一個につき	二〇〇	
	検出器	同右	同右	一個につき	四〇〇	
	警報装置	同右	同右	一個につき	八〇〇	
	探知装置	同右	同右	一個につき	一、〇〇〇	
	手動火災警報装置	同右	同右	一個につき	二〇〇	
固定式の消火装置		同右	同右	一式につき	一、五〇〇	
固定式消火装置部分品	操作弁	同右		一組につき	三〇〇	
	炭酸ガス容器	計量気密試験		一個につき	一〇〇	
消火ポンプ		効力試験	船舶消防設備規則	一台につき	一、〇〇〇	
非常ポンプ		同右	同右	一台につき	一、〇〇〇	
ノズル		同右	同右	一個につき	一〇〇	別記四号の通り
消火ホース		同右	同右	一個につき	三〇〇	
消火ホース継手		同右		一個につき	一〇〇	
消火器	簡易式	同右	船舶消防設備規則	一個につき	五〇〇	別記二号及び四号の通り
	持運び式	同右	同右	一個につき	八〇〇	
	移動式	同右	同右	一個につき	一、〇〇〇	
	固定式	同右	同右	一個につき	一、五〇〇	
消火器部分品	消火剤	同右	同右	一個又は一組につき	三〇〇	別記四号の通り
	充てん用具	同右		一個につき	一〇〇	
消防員装具	自蔵式呼吸具	同右	船舶消防設備規則	一個につき	五〇〇	別記二号及び四号の通り
	防煙ヘルメット	同右	同右	一個につき	八〇〇	
	防煙マスク	同右	同右	一個につき	八〇〇	
	安全灯	同右	同右	一個につき	八〇〇	
	消防おの	同右		一個につき	一〇〇	
可燃性ガス検定器		同右	船舶消防設備規則	一個につき	四〇〇	
消防員装具部分品	清浄かん	同右		一個につき	三〇〇	
	酸素発生かん	同右		一個につき	三〇〇	
	酸素容器及び附属品	同右		一組につき	一〇〇	
防火構造	防火構造試験材	同右		一個につき	三、〇〇〇	
	防熱材	同右		一個につき	二、〇〇〇	
ウインドラス		同右		一台につき	一、五〇〇	
ウインチ		同右		一台につき	一、五〇〇	
いかり		同右	いかり試験規程	一〇〇キログラム未満のもの一個につき	一〇〇	別記九号及び一三号の通り
				一〇〇キログラムをこえるもの一個につき五〇キログラム又はその未満ごとに	五〇	
そう口がい板		同右		一枚につき	二〇〇	別記四号の通り
そう口覆布		同右	そう口覆布試験規程	一枚につき	二〇〇	別記二号の通り

そう口覆布部分品	防水布地	同右	同右	一枚につき	二〇〇	別記四号、七号及び一四号の通り
	防水剤	同右	同右	一個につき	四〇〇	
げん窓		同右	鋼船構造規程	一個につき	二〇〇	別記二号、四号及び一三号の通り
げん窓部分品	ガラス	同右		一枚につき	二〇〇	別記四号の通り
アンモニア防毒マスク		同右		一個につき	三〇〇	別記二号及び四号の通り
アンモニア防毒マスク部分品	吸収かん	同右		一個につき	三〇〇	別記四号の通り
磁気ら針儀	修正装置あるもの	同右		一組につき	一、〇〇〇	別記二号の通り
	修正装置なきもの	同右		一組につき	三〇〇	
磁気ら針儀部分品	ら盆	同右		一個につき	三〇〇	
	修正装置付架台	同右		一台につき	七〇〇	
	傾針儀	同右		一個につき	二〇〇	
	水平指力計	同右		一個につき	二〇〇	
	偏針儀	同右		一個につき	二〇〇	
測鉛		同右		一個につき	二〇〇	別記四号の通り
測深機械		同右		一台につき	一、〇〇〇	
測程機械		同右		一組につき	五〇〇	別記一五号の通り
六分儀		同右		一個につき	七〇〇	
気圧計		同右		一個につき	五〇〇	
テレグラフ	単式	同右		一組につき	五〇〇	別記一五号の通り
	複式	同右		一組につき	八〇〇	
だ角指示器		同右		一組につき	五〇〇	
回転速度計		同右		一組につき	一、〇〇〇	
探照灯		同右		一個につき	一、〇〇〇	
耐爆灯		同右		一個につき	一、五〇〇	別記四号の通り
船用電球		同右		一個につき	三〇〇	
塗料	一般塗料	同右		一種につき	五〇〇	
	船底塗料	同右		一種につき	一、三〇〇	
	耐火塗料	同右		一種につき	七〇〇	

備 一 ひょう量二種以上を有する試験器については、最大ひょう量に対する手数料に、最大ひょう量以外の各ひょう量に対する手数料の考 三割を加算する。

二 次の表上欄に掲げる物品について検査又は試験を行う場合において、同表下欄に掲げる部分品又は附属品が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経ないものであるときは、そのものに対する規定の手数料を加算する。

硬試験機	硬試験機用ダイヤモンド圧子
船灯	無色透鏡、無色円筒形ガラス、無色なつめ形ガラス、無色球形ガラス、着色円筒形ガラス、着色そう入ガラス
信号装置	水密格納箱
国際信号旗	各色ごとの布地
落下さん付信号	落下さん付信号けん銃
救命索発射器	救命索、ロケット又は弾丸
火災探知装置	電気サーモスタット、空气管、検出器、警報装置、探知装置、手動火災警報装置
消火器	消火剤、充てん用具
自蔵式呼吸具	清浄かん、酸素発生かん
そう口覆布	防水布地
げん窓	ガラス

アンモニヤ防毒マスク	吸収かん
磁気ら針儀	予備の羅盆、傾針儀、水平指力計、偏針儀

- 三 引張又は圧縮のいずれかについて検査試験を行う場合には本表に掲げる額とし、引張及び圧縮を合せて検査試験を行う場合には本表に掲げる額にその五割を加算する。
- 四 当該試験品が試験のため損傷又は消耗を伴うものであつて、別に試験品を提出せしめたものについては、手数料算定の個数より除外する。
- 五 再試験手数料は、本表に掲げる額の二割とする。
- 六 一条の長さ二〇〇メートルをこえる場合には、こえる長さ二〇〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
- 七 一枚の長さ五〇メートルをこえる場合には、こえる長さ五〇メートル又はその未滿ごとに本表に掲げる額の三割を加算する。
- 八 同一種類のもの二五個以内を連結したものは、これを一個とみなす。
- 九 所定の試験荷重をこえる荷重を加えてけん引試験を行う場合には、本表に掲げる額に、こえる荷重一トン又はその未滿ごとに一〇円を加算する。
- 一〇 フック又はシャツクルが附属したものについて連結したままけん引試験を同時に行う場合には、フック又はシャツクルについては手数料をとらない。
- 一一 再試験手数料は、本表に掲げる額の半額とする。
- 一二 古品については、本表に掲げる額にその五割を加算する。
- 一三 金属材料試験材の試験をあわせて行う場合には、その試験に対する規定の手数を加算する。
- 一四 布地が船用品検査試験規則による検査又は試験若しくは船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定による検定を経たものであるときは、一枚につき一〇〇円とする。
- 一五 二個以上の受信器を有するものについては、増設した受信器一個につき、本表に掲げる額にその二割を加算する。ただし、複式テレグラフが単式受信器を有するものであるときは、受信器二個をもつて一個とみなす。